

閲覧用

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院

第 3 期 中 期 目 標(案)

(令和 9 年度～令和 1 2 年度)

令和 8 年 1 0 月

北海道広尾町

目 次

前 文	1
第1 中期目標の期間	2
第2 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ...	2
1 町立病院としての役割	2
2 医療水準の向上	4
3 患者サービス	4
4 医療の質の向上	4
5 町の医療施策推進における役割の発揮	5
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立	5
2 効率的かつ効果的な業務運営	6
第4 財務内容の改善に関する事項	6
1 持続可能な経営基盤の確立	6
2 収入の確保	7
3 費用の削減	7
第5 その他業務運営に関する重要事項	7
1 町からの財政支援について	7
2 医療機器の整備	7

前 文

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院は、平成31年4月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、町内唯一の入院病床を有する医療施設として、地域医療ニーズに応える医療を提供してきた。

第2期中期目標の期間においては、少子高齢化や人口減少等に伴う医療需要の変化に加え、医療従事者の確保が困難となるなど、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増している。特に、薬剤師や看護師をはじめとする医療スタッフの不足により、安定した医療提供体制の確保が課題となっている。また、入院患者数の減少などにより経営状況が悪化しており、将来にわたり持続可能な病院運営を確立することが求められている。

一方、本町は都市部から離れているという地域特性により、広尾町国民健康保険病院には町民が求める「かかりつけ医」として、身近な医療を提供するとともに、可能な限り町内で必要な医療を完結できる体制を維持・確保することが求められる。

第3期中期目標の策定に当たっては、地域の医療需要や入院患者の状況等を踏まえ、実情に即した病床数への見直しを進めるとともに、それに見合った医療スタッフの確保を図る必要がある。また、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、在宅医療の充実・強化にも取り組むことが重要である。こうした取組を通じて、町民に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、経営の健全化を図り、もって町民の健康の保持増進に寄与することを求める。

ここに、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が達成すべき業務運営に関する第3期中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とする。

第2 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 町立病院としての役割

(1) 救急医療体制の充実

最寄りの高度救急医療を提供する総合病院（帯広市）まで、車で1時間30分の距離にある本町の現実をふまえ、町民の安心・安全を守るため、二次救急告示病院として初期救急医療体制を維持・強化すること。

また、受け入れ対応が困難な場合については、搬送等に適切な対応を行うこと。

(2) 地域医療の維持

周辺に民間病院がなく、町立病院が近隣自治体を含めた地域医療の中心的役割を担っていることから、地域の医療ニーズに合致する診療科の充実を目指すとともに、入院病床数については、本町の実情に合った適正な病床数への見直しを行うこと。

病床区分については、救急対応や長期療養患者に必要な病床を確保しつつ、患者の実態に応じた見直しを行うこと。

人工透析については、体制の構築を目指すこと。

また、町民の在宅医療ニーズに応えることができるよう、訪問診療及び訪問看護の実施体制を強化すること。

（令和7年度実績：訪問診療163件／年、訪問看護2.1件／日、訪問リハビリ1.7件／日、通所リハビリ2.3件／日）

(3) 医療機関間の連携強化

町内の診療所や歯科医院・薬局をはじめ、かかりつけ医や各専門診療科との

連携を強化し、必要とされる医療に合わせて、救急対応から回復期、慢性期、在宅医療、終末期医療まで切れ目のない医療を提供できる体制を構築し、町内診療所からの入院要請を積極的に受け入れること。

(4) 町内官公庁等への協力

町内官公庁等への嘱託医の派遣体制を維持するとともに、民間事業所等への産業医の派遣要請についても、可能な限り対応すること。

(5) 疾病予防、重症化予防の取組

町の保健事業等と連携し、町民に対し人間ドックや健康診査の受診を積極的に呼び掛け、連携医療機関との協働により、幅広い領域において二次予防の提供に努め、健康寿命の延伸に貢献すること。

(6) 災害対応力の充実強化

地震や津波、水害等の災害発生時に町民の医療を行う拠点として、その機能を果たすための体制づくりを強化すること。

また、急性呼吸器感染症などの流行等、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生のおそれのある場合は、町や関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取るとともに、状況に応じ診療所との連携を図り、町民の医療の確保に努めること。

(7) 地域包括ケアシステムの推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう在宅医療の機能を強化しながら、医療機関間の連携や、介護、保健、福祉との連携、多職種協働を強化し、地域包括ケアシステムの推進に努めること。

また、近隣の自治体との連携を強化し、医療資源の効率的かつ効果的な体制構築に取り組むこと。

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保と人材育成

医療サービスの質の向上を図るため、連携医療機関との積極的な技術交流・人材交流を行い、医師、看護師及び医療技術職員が地方の医療機関に籍を置くことが不利とならないキャリア・アップの機会を提供し、モチベーションの維持を図り、医療スタッフ確保に繋げること。

医師の人材確保については、連携医療機関との連携強化により、本町の実情にあった常勤医師を確保するとともに、地域住民を支える良質な総合診療医の育成環境整備に協力すること。

看護師及び薬剤師をはじめとした医療技術職員については、患者やその家族に信頼される安心・安全で質の高い医療サービスを提供するため、適正な人員確保に努めるとともに、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携に努め、研修の受講や資格の取得も含めた人材育成体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。

3 患者サービス

患者に選ばれる病院となるため、利便性向上や職員の接遇向上に取り組むこと。

また、患者や家族が医療の内容に納得し、患者が自らにあった治療法を選択できるよう、インフォームドコンセントを徹底すること。

4 医療の質の向上

(1) 医療安全対策の徹底

医療の安全を確保するため、必要な措置を講ずること。

(2) 法令の遵守等（コンプライアンス）

町立病院としての使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守

するとともに、高い倫理観をもち、患者が安心して医療を受けられるよう努めること。

5 町の医療施策推進における役割の発揮

(1) 町の保健・福祉行政との連携

町民の健康増進を図るため、町の機関と連携・協働して、特定健診、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などの一次予防の推進を図ると同時に、連携医療機関との協働により、幅広い領域において二次及び三次予防の普及に努めること。

(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、町民対象の公開講座の開催や、連携医療機関において開催される啓発活動の共同発信、住民組織や事業所を対象とした健康づくり講座、SNSやホームページの充実等を通じて、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

(令和7年度実績：町民公開講座1回)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うこと。

医療環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、理事長及び理事で構成する理事会を定期的を開催するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、職員全員が意識をもって取り組むこと。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れるなど、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

① 医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、連携医療機関との協働により資格取得も含めた教育研修システムを整備すること。

② 病院特有の事務に精通した職員を確保・育成すること。また、研修の充実等により事務部門の職務能力の向上を図ること。

(3) 人事評価システムの構築と給与制度

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した給与、人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な人事評価制度を導入すること。

また、人事評価の研修の機会を設けること。

(4) 働きやすい職場環境の整備

日常業務の質の向上を図り、職員にとって働きやすく、働き甲斐のある就労環境を整備すること。

(5) 予算の弾力化等

中期目標及び中期計画の枠内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、迅速な事業運営に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

町立病院の公的使命を果たすため、経営収支・資金収支の改善を図り、経営を

安定させるためのあらゆる方策を講じること。

- (1) 全職員が、病院経営は独立採算を原則とした経営を目指すべきであることを強く認識し、経常収支比率100%以上を維持すること。

(令和7年度実績99.9%)

- (2) 医業収支比率については、75%を上回るよう努めること。

(令和7年度実績57.3%)

- (3) 職員給与費率は、収入の確保等により90%以下とするよう努めること。

(令和7年度実績101.9%)

2 収入の確保

地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床稼働率90%以上を確保するよう努めること。

(令和7年度実績66.6%(許可病床48床))

3 費用の削減

事業運営に係るあらゆる支出の効率化・適正化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 町からの財政支援について

不採算医療など政策的に必要な部門を除き、町からの財政支援に依存した経営体質から脱却すること。

2 医療機器の整備

医療機器の整備については町と協議し、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施すること。